

## 第2部 災害予防計画

### 第1章 原子力事業者の災害予防対策

#### 第1節 原子力事業者の防災体制の強化

##### 1 災害予防措置等の実施

- ◆原子力事業者は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置をとる。
- ◆原子力事業者は、その従業員に対して、防災に関する教育訓練を積極的に行うとともに、国、県、市、他の原子力事業者その他関係機関との連携体制の確立を図り、防災体制の整備に万全を期する。

##### 2 原子力防災組織の設置

原子力事業者は、原子力事業所ごとに原子力防災組織を設置し、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に組織される原子力災害合同対策協議会への派遣、原子力事業所内外での放射線量の測定その他原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。）に関する状況の把握、原子力災害の発生又は拡大の防止のほか、放射性物質による汚染の除去等に必要となる防災要員について、原災法施行規則第3条に定めるところにより、十分な人数を配置するものとする。

##### 3 原子力防災管理者等の選任

原子力事業者は、原子力防災組織を統括する者として、原子力事業所ごとに、その事業所長等から原子力防災管理者を選任するとともに、原子力防災管理者を補佐し、また、原子力防災管理者が不在の時にその職務を代行する副原子力防災管理者を選任する。さらに、副原子力防災管理者を複数名置く場合には、あらかじめ代行する順位などについて定めておく。

##### 4 情報連絡体制の整備

原子力事業者は、非常用電話、ファクシミリ、携帯電話、衛星電話その他非常用通信機器を整備し、国、県、市等との通信手段を確保する。

また、事業所内での連絡体制が確保されるよう、PHS、防災無線等を整備する。

## 5 原子力防災資機材等の整備

- ◆原子力事業者は、放射線防護用器具、非常用通信機器、放射線測定設備・機器その他の応急対策に必要な防災資機材を整備するとともに、防災資機材のデータベース及び緊急時の活用に備えた集中管理体制を整備する。
- ◆原子力事業者は、関係機関が実施する原災法第2条第5号に定める緊急事態応急対策、同条第7号に定める原子力災害事後対策等が迅速・的確に行われるよう、防災要員の派遣及び防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずるために必要な体制をあらかじめ整備する。また、風向風速計を備え、国等と情報共有するための体制を平常時から適切に整備する。

## 6 非常参集体制等の整備

原子力事業者は、事故発生時に、速やかに防災要員の非常参集等が行えるよう、必要な体制を整備する。

## 7 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故への備え

原子力事業者は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合、措置を迅速・的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速な通報に必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。また、危険時の措置等を迅速・的確に実施するために必要な要員を適切に設置するとともに、必要なマニュアルの整備を図るものとする。

## 第2節 本市の原子力事業者への関わり方

### 1 原子力事業者防災業務計画

- ◆原子力事業者は、原災法第7条第1項に基づき、自らが講ずべき措置を定めた「原子力事業者防災業務計画」を作成するとともに、毎年、同計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを修正する。
- ◆市長室は、原災法第7条第2項及び同法施行令第2条に基づき、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、本市地域防災計画との整合性の保持等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始する。

### 2 原子力事業者からの報告の徴収及び立入検査の実施

市長室は、原災法第31条に基づき必要に応じて原子力事業者から報告を徴収するとともに、同法第32条に基づき定期的に原子力事業所の立入検査を実施して、原子力事業者が行う災害の予防のための措置が適切に行われているかどうかを確認する。

#### (1) 原子力事業者から報告を聴取できる事項

- ① 原子力事業者防災業務計画の作成又は修正に関する事項。
- ② 原子力防災組織、原子力防災要員、原子力防災管理者若しくは副原子力防災管理者、放射線測定設備又は原子力防災資機材の状況。
- ③ 放射線測定設備により検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項。
- ④ 原災法第10条第1項前段の規定による通報に関する事項。
- ⑤ 原子力緊急事態の状況。
- ⑥ 緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策の実施に関する事項。
- ⑦ その他原子力防災対策に必要な事項。

#### (2) 立入検査の実施

- ① 原子力事業所の原子力災害の予防に必要な施設、帳簿、書類等の検査等を行う。
- ② 立入検査を実施する職員は、身分証明書を携帯して立入検査を行う。

### 3 原子力事業者に対する指導等

消防局は、火災予防等の観点から次の事項について指導する。

- ① 消防用設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備
- ② 従業員に対する防火教育及び操作員の教育訓練の実施
- ③ 自主防災体制の強化
- ④ 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- ⑤ その他必要な事項

## 第2章 本市の防災体制の整備等

### 第1節 情報連絡体制等の整備

#### 1 情報連絡体制の整備

- ◆本市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実に努める。
- ◆本市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を実施するための要員をあらかじめ確保し派遣できる体制の整備を図る。

#### 2 初動体制の整備

- ◆本市は、特定事象発生の特報を受けた場合や内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、速やかに職員の非常参集、情報収集伝達、災害対策本部等の設置など初動体制が行えるよう、必要な体制を整備する。

その際、地震、津波等との複合災害が発生している場合は防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足する恐れがあること、並びに事態が長期化することを想定して活動する。

- ◆市長室は、発災直後の情報の収集・連絡、環境放射線の継続的な監視（以下「モニタリング」という。）、避難等の応急活動を迅速・的確に実施するためのマニュアルを策定するとともに、訓練による検証等により、その充実を図る。

#### 3 防護資機材の整備

- ◆市長室及び消防局は、国、県等と連携し、応急対応を行う防災業務関係者の安全確保のため、モニタリング機材や放射線防護具等の防護資機材の整備を行う。
- ◆国、県、市及び原子力事業者は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行う。

#### 4 核燃料物質等の事業所外運搬情報の把握等

- ◆市長室は、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生に備え、県と連携して、市内の原子力事業者から核燃料物質等の運搬情報を入手する。
- ◆核燃料物質等の運搬情報を入手した場合は、連絡のあった運搬情報に基づき、必要な対応をとる。

## 第2節 原子力防災に関する研修及び知識の普及・啓発

### 1 防災業務関係者に対する研修

市長室は、国、県及び防災関係機関等と連携して、以下に掲げる事項等について関係職員等に対する研修を実施する。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ② 原子力施設の概要に関すること（安全・防災対策を含む）。
- ③ 原子力災害とその特性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること（防災資機材の使い方を含む）。
- ⑤ 原子力防災体制及び組織に関すること。
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- ⑦ モニタリングの実施方法及び機器に関すること。
- ⑧ 緊急時に国、県、市、原子力事業者その他関係機関が講じる対策の内容に関すること。
- ⑨ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑩ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること。
- ⑪ その他必要な事項。

### 2 市民に対する知識の普及・啓発

市長室は、国、県、原子力事業者その他関係機関と協力して、以下に掲げる事項等について住民等に対し、原子力防災に関する知識の普及・啓発に努める。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ② 原子力施設の概要に関すること（安全・防災対策を含む）。
- ③ 原子力災害とその特性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ⑤ 緊急時に国、県、市、原子力事業者その他関係機関が講じる対策の内容に関すること。
- ⑥ 屋内退避、避難に関すること。
- ⑦ 緊急時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑧ その他必要な事項。

### 3 その他

- ◆教育委員会においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- ◆防災知識の普及・啓発に関しては高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるように努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

## 第3章 オフサイトセンターとの連携

### 第1節 オフサイトセンターの整備

#### 1 オフサイトセンターの指定

- ◆主務大臣は、原災法第12条に基づき、原子力事業所ごとに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施するためのオフサイトセンターを指定するとともに、オフサイトセンターが自然災害等で機能不全になった時に備え、代替施設を指定する。GNF-Jに対するオフサイトセンターは次のとおり。

名 称：神奈川県横須賀オフサイトセンター

所在地：横須賀市日の出町1丁目4番地7

- ◆同センターには、横須賀原子力規制事務所が併設され、国の原子力防災専門官等が常駐するほか、同センター及びその代替施設には、業務に必要な設備、資機材等を備える。
- ◆本市は、原災法第12条の規定により、オフサイトセンターの指定又は変更について、主務大臣から意見を求められた場合は、意見を主務大臣に提出する。

#### 2 オフサイトセンターの活動体制の整備

原子力事業者から原災法第10条に基づいた通報があった場合、国は関係省庁事故対策連絡会議の開催、オフサイトセンターの立ち上げ準備、現地事故対策連絡会議の開催など警戒活動を実施する。さらに、原災法第15条に基づき、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出したときには、国はオフサイトセンター内に現地対策本部を設置するとともに、原災法第23条に基づき、現地対策本部、地方公共団体の災害対策本部等で組織される原子力災害合同対策協議会を設置し、関係者の情報交換や相互協力を図る。

本市では、これらの活動が円滑に行われるように次の準備をする。

- ◆国及び県と協力して、オフサイトセンターの立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。
- ◆国が現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会を開催する場合、これに職員を迅速に派遣するため、あらかじめ原子力防災専門官等と協議の上、派遣職員、派遣手段等について定めておく。なお、原子力災害合同対策協議会は、原災法第23条第3項により以下の者で基本的に構成される。

①	国	原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員
②	県	県の災害対策本部長又は権限委任を受けた代理者
③	市	市の災害対策本部長又は権限委任を受けた代理者

- ◆原子力災害合同対策協議会のもとに設けられる次の機能別作業グループに配置する職員及びその役割、派遣手段等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておく。

班	機能
総括班	総合調整
広報班	住民への広報、報道機関対応
プラントチーム	事故状況把握、進展予測
放射線班	放射線影響評価・予測
医療班	被災者の医療活動の把握・調整
住民安全班	被災者の援助及び社会秩序の維持活動の把握と調整
運営支援班	対策拠点施設の管理
実動対処班	実動組織との連絡調整

- ◆国及び県、原子力事業者その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、GNF-Jに関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防災資機材に関する資料等を災害対策本部室に整備し、定期的に更新するとともに、必要に応じてオフサイトセンターに送付する。
- ◆国及び県と連携して、オフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練等で使用する。

## 第2節 原子力防災専門官との連携

市長室は、地域防災計画原子力災害対策計画編の作成、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、周辺住民に対する情報伝達、事故時の連絡体制などを含めた緊急時の対応等について、平常時より原子力防災専門官と緊密な連携を図る。

## 第3節 原子力防災専門官の業務

### 1 原子力防災専門官の業務

原子力防災専門官の業務は、以下の通り原災法第30条に規定されている。

- ① 原子力事業者防災業務計画の作成、原子力防災組織の設置、必要な資機材の整備等原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導及び助言を行う。
- ② 地方公共団体が行う原子力防災に関する情報の収集及び応急措置に関する助言を行う。
- ③ 原子力事業者から特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう、以下同じ。）の発生等の通報があった場合に、その状況の把握のために必要な情報の収集及び応急措置に関する助言、災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行う。

## 2 原子力保安検査官の業務

原子力保安検査官の業務は、以下のとおりである。

- ① 原子力事業者が作成する保安規定の遵守状況について年に4回の検査を行う。
- ② 原子力施設の運転管理状況等の確認を行う。
- ③ 保安規定に定める保安教育等の実施状況の把握を行う。

## 第4章 モニタリング体制の整備

### 第1節 原子力事業者のモニタリング体制の整備

- ◆原子力事業者は、敷地境界付近における $\gamma$ 線を測定するための放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）、 $\alpha$ 線や中性子線の測定を行うために必要なサーベイメータ等の放射線測定資機材を整備するとともに、定期的に検査を行い、維持する。また、排気筒での放射性物質の測定等に必要な測定器についても定期的に検査を行い、維持する。
- ◆原子力事業者は、自ら敷地境界付近において放射線量のモニタリングを行い、その数値を記録し公表する。

### 第2節 県のモニタリング体制の整備

#### 1 モニタリング体制の整備

- ◆県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型放射線計測用機器等のモニタリング設備・機器を整備・維持する。
- ◆市長室は、県のモニタリング体制の整備に協力するとともに、モニタリング結果を共有し市民に対して情報公開する。
- ◆市長室は、放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれがある場合に、県が行う周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るための特別に計画された環境モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）への支援のための準備をする。

#### 2 モニタリングポストの設置状況

（平成29年3月現在）

施設名	所在地	備考
①久里浜局	内川2-4-10	モニタリングステーション <sup>注1</sup>
②舟倉局	舟倉1-1-16	
③佐原局	佐原4-20-1	
④浦賀局	浦賀3-26-1	
⑤ハイランド局	ハイランド2-41-1	
⑥日の出町局	日の出町1-18	
⑦西逸見局	西逸見町2-10	
⑧長沢局	長沢1-30-17	

注1  $\gamma$ 線や中性子線の放射線量率に加え、放射性物質の濃度や気象データ等を測定する観測局のこと。モニタリングポストでは、 $\gamma$ 線の放射線量率を測定している。

## 第5章 避難誘導体制等の整備

### 第1節 原子力災害対策指針に規定する緊急事態対応

UPZ内において、施設敷地緊急事態<sup>注1</sup>に至った場合は、屋内退避準備の措置を行う。全面緊急事態<sup>注2</sup>に至った場合は、「屋内退避」を実施し、状況に応じて避難の準備の措置を行う。

また、放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、避難など必要な措置を講じる。

#### 注1

##### 施設敷地緊急事態

- ① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として、政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。
- ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

#### 注2

##### 全面緊急事態

- ① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。
- ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。

### 第2節 避難誘導体制の整備

#### 1 避難計画の策定

市長室及び消防局は、あらかじめ国、県、原子力事業者の協力のもと、屋内退避のための計画を策定する。

## 2 避難誘導體制等の整備

市長室及び消防局は、住民等の屋内退避及び避難誘導に必要な体制をあらかじめ整備する。

## 3 住民等の避難状況の確認体制の整備

市長室及び消防局は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。

## 4 避難所・避難方法等の周知

市長室は、屋内退避、避難や避難退域時検査等の場所・方法について、日頃から住民への周知徹底に努める。

### 第3節 住民等への的確な災害情報伝達体制の整備

#### 1 提供すべき災害情報の整理

政策推進部、市長室、消防局は、国、県その他関係者と連携し、特定事象及びこれに至る可能性のある事象（自然災害を含む。以下「警戒事象」という。）発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理する。

#### 2 災害情報の広報手段の整備

政策推進部、市長室、消防局は、防災行政無線、広報車、広報紙、市内ケーブルテレビ等により市民に対して正確な情報提供を行う準備をしておくものとする。

### 第4節 要配慮者の情報伝達体制及び避難誘導體制の整備等

市長室は、福祉部等と連携し、原子力災害の特殊性を考慮し、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達され、また、適切に避難誘導が行えるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、体制の整備に努める。

特に、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童については、十分配慮する。

## 第6章 消火、救助・救急及び医療救護活動体制の整備

### 第1節 消火、救助・救急活動体制の整備

#### 1 消防活動体制の整備

- ◆消防局は、平常時から県、原子力事業者その他関係機関と連携を図り、GNF-Jにおける火災等（核燃料物質等の事業所外運搬中を含む。）に適切に対処するため、消防水利の確保、消防活動体制等の整備を行う。
- ◆原子力事業者は、平常時から原子力事業所における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制の整備に努める。

#### 2 救助・救急活動用資機材の整備

消防局は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、災害対策車、救助工作車、救急自動車等を整備する。

#### 3 原子力事業者の救助・救急活動体制の整備

- ◆原子力事業者は、被ばくをしたと推定される者の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理して、被ばく医療を実施できる体制を整備しておくとともに、原子力施設内での指揮命令、通報連絡及び情報連絡に係る体系的な整備を図る。
- ◆さらに、医療機関、救助・救急関係省庁、県、本市及び本市所在の関係機関と通報連絡を整え、被ばくをしたと推定される者の搬送、受入れについて緊密な関係を保持する。

### 第2節 医療救護活動体制の整備

#### 1 原子力災害医療設備の整備

- ◆健康部は、「緊急被ばく医療のあり方」（平成13年6月原子力安全委員会報告）に基づき、国及び県、医療機関その他関係機関と協力して、外来診療に対応する初期被ばく医療体制を構築するとともに、マニュアルを策定し医療救護活動体制を整備する。

さらに、市が指定する原子力災害医療施設（横須賀市立市民病院及び横須賀共済病院を指定）は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図る。

- ◆県は、原子力災害医療を行う医療施設（以下「県指定原子力災害医療施設」といい、北里大学病院が指定されている。）を整備する。

診療機能	医療機関名	所在地
一次	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂 1-3-2
	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通 1-16
二次	北里大学病院	神奈川県相模原市南区北里 1-15-1

※さらに、重症の被ばく患者は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所（千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1）等に搬送することとなる。

## 2 医療資機材等の整備

- ◆県、市及び原子力事業者は、国から整備すべき資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。
- ◆健康部は、周辺住民等に迅速、的確に安定ヨウ素剤を配布できるよう、国及び県の協力を得て、服用対象の避難者等に安定ヨウ素剤を配布する体制を整備する。

## 第7章 緊急輸送活動体制の整備

### 第1節 専門家の移送体制の整備

市長室は、県とともに、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送（ヘリコプター離着陸場の指定・利用手続き、離着陸場から現地までの先導体制等）について国や関係機関と協議する。

### 第2節 交通管理体制の整備

土木部は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、市の管理する交通情報板の整備等、道路管理の充実を図る。

### 第3節 防災関係機関等と連携した輸送方法の確立

市長室は、防災関係機関等と連携し、避難住民及び物資等のより迅速な輸送方法の確立を図る。

## 第8章 広域応援体制の整備

本市は平常時から原子力防災体制の広域的な応援体制を推進し、防災対策に努める。

### 第1節 国による支援体制の整備

市長室は、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きを国及び県、関係機関と協議のうえ、あらかじめ定めておく。

### 第2節 自衛隊の派遣要請手続きの整備

市長室は、自衛隊の派遣要請を迅速に行えるよう、あらかじめ派遣要請手続や派遣決定後の処置について定め、必要な整備に努める。

### 第3節 その他関係機関による応援体制の整備

市長室は、緊急時に必要な装備、資機材、人員等に関する広域的な応援について、関係機関との応援協定の締結など、体制の整備を図る。

## 第9章 防災訓練の計画・実施

### 第1節 訓練の基本的な考え方

- ◆原子力災害時には、応急対策活動が迅速・的確に行われることが重要なことから、各種の防災訓練を行い、防災体制の確立と対応能力の向上を図る。
- ◆訓練は様々な条件を設定して行い、判断力の向上、迅速かつ的確な応急対策活動に資する実践的なものとする。

### 第2節 要素別訓練等の実施

市長室は、消防局、健康部及び国、県、原子力事業者その他関係機関と連携して、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。

なお、訓練を行うに当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定したシナリオに基づく実践的な訓練となるよう努める。

- ① 災害対策本部の設置・運営訓練
- ② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 原子力災害医療訓練
- ⑥ 情報伝達・広報訓練
- ⑦ 避難訓練
- ⑧ 消防活動訓練
- ⑨ その他必要に応じた訓練

### 第3節 原災法に基づく防災訓練への参加

市長室は、国が原災法第13条に基づき総合的な防災訓練を実施する場合には、国の実施計画に基づき防災関係機関等と共同して参画する。

### 第4節 訓練終了後の評価

国、県、関係市町村、原子力事業者その他関係機関は、訓練終了後、評価を行い、訓練目的の達成度、改善・検討を要する事項等を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制の改善等に取り組む。